

6 東彼杵町告示第 3 号

東彼杵町税等の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 1 月 1 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町税等の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

東彼杵町税等の口座振替収納事務取扱要綱（平成5年告示第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(契約)</p> <p>第4条 振替種目について取扱金融機関と振替を開始するときは、取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）ごとに、本要綱の規定について、<u>データ伝送サービス(AnserDATAPORT)による預金口座振替に関する協定書</u>（様式第4号。以下「<u>協定書</u>」という。）を締結するものとする。</p> <p>ただし、<u>協定書第2条第3項については、インターネットを経由する各種情報端末により口座振替の手続（以下「WEB口座振替受付サービス」という）を提供する準備が整っている取扱金融機関にのみ適用する。</u></p> <p>(口座振替の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 口座振替納付義務者は、前項の規定による手続に替えて、<u>WEB口座振替受付サービスにより届出を行うことができる</u> _____。ただし、WEB口座振替受付サービスは、WEB口座振替受付サービスを提供する準備が整っている取扱金融機関及び対象税目等に限る。</p> <p>(振替日)</p> <p>第11条 町長は、振替日のつど、<u>協定書</u>に定める口座振替データ仕様基準に基づき調整したデータ（以下「口座振替データ」という。）を、取扱金融機関ごとに取りまとめ、振替日3営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。</p>	<p>(契約)</p> <p>第4条 振替種目について取扱金融機関と振替を開始するときは、取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く）ごとに、本要綱の規定について、<u>口座振替収納事務取扱契約書</u>（様式第4号。以下「<u>取扱契約書</u>」という。）を締結するものとする。</p> <p>(口座振替の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 口座振替納付義務者は、前項の規定による手続に替えて、<u>インターネットを経由する各種情報端末により口座振替の手続（以下「WEB口座振替受付サービス」という。）を行うことができる。</u>ただし、WEB口座振替受付サービスは、WEB口座振替受付サービスを提供する準備が整っている取扱金融機関及び対象税目等に限る。</p> <p>(振替日)</p> <p>第11条 町長は、振替日のつど、<u>取扱契約書</u>に定める口座振替データ仕様基準に基づき調整したデータ（以下「口座振替データ」という。）を、取扱金融機関ごとに取りまとめ、振替日3営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。</p>

<p>(口座振替金の納付手続等)</p> <p>第12条 取扱金融機関は、振替日に口座振替データにより引き落とし処理(以下「引き落とし処理」という。)をした場合、引き落とした金額(以下「口座振替金」という。)を、<u>協定書</u>に定める口座振替金納付期限及び預金口座に基づき振替入金するものとする。</p> <p>2 取扱金融機関は、引き落とし処理をした場合、<u>協定書</u>に定める返却データ仕様に基づき調整したデータ(以下「引き落としデータ」という。)を、<u>協定書</u>に定める引き落としデータ返却期限までに町長に返却するものとする。</p> <p>(振替済の通知)</p> <p>第14条 取扱金融機関は、口座振替納付義務者に対する振替済の領収書の発行を省略するものとする。ただし、<u>協定書</u>に定める委託者コードにより設定された、通帳表示文字を記載する。</p> <p>(口座振替に対する経費)</p> <p>第18条 金融機関に対する取扱手数料及び郵券代等については、<u>協定書</u>に定めるものとする。</p> <p><u>様式第4号</u> (略)</p>	<p>(口座振替金の納付手続等)</p> <p>第12条 取扱金融機関は、振替日に口座振替データにより引き落とし処理(以下「引き落とし処理」という。)をした場合、引き落とした金額(以下「口座振替金」という。)を、<u>取扱契約書</u>に定める口座振替金納付期限及び預金口座に基づき振替入金するものとする。</p> <p>2 取扱金融機関は、引き落とし処理をした場合、<u>取扱契約書</u>に定める返却データ仕様に基づき調整したデータ(以下「引き落としデータ」という。)を、<u>取扱契約書</u>に定める引き落としデータ返却期限までに町長に返却するものとする。</p> <p>(振替済の通知)</p> <p>第14条 取扱金融機関は、口座振替納付義務者に対する振替済の領収書の発行を省略するものとする。ただし、<u>取扱契約書</u>に定める委託者コードにより設定された、通帳表示文字を記載する。</p> <p>(口座振替に対する経費)</p> <p>第18条 金融機関に対する取扱手数料及び郵券代等については、<u>取扱契約書</u>に定めるものとする。</p> <p><u>様式第4号</u> (略)</p>
--	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

データ伝送サービス（AnserDATAPORT）による預金口座振替に関する協定書

東彼杵町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって町税等の預金口座振替による歳入金の収納事務に関し協定書を締結する。

（対象種目）

第1条 この協定により取扱う歳入金の種目は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）個人町県民税（普通徴収分に限る）
- （2）固定資産税
- （3）軽自動車税
- （4）国民健康保険税
- （5）上下水道使用料
- （6）町営住宅使用料
- （7）保育料
- （8）介護保険料
- （9）後期高齢者医療保険料
- （10）学校給食費

（口座振替依頼書の受理等）

第2条 乙の取扱店は、第1条に定める歳入金に対して、歳入金の納付義務者（以下「納付義務者」という。）から、預金口座振替の方法（以下「口座振替納付」という。）により納付したい旨、依頼を受けたときは、「町税等口座振替納付（変更・取消）依頼書（金融機関保管）」（様式第1号）（以下「振替依頼書」という。）、「町税等口座振替納付（変更・取消）依頼書（東彼杵町へ送付）」（様式第2号）（以下「振替承認書」という。）及び「町税等口座振替納付（変更・取消）依頼書（本人控）」（様式第3号）（以下「依頼書本人控」という。）を提出させ承認するかを決定する。

2 前項の規定により承認を決定したとき乙は、振替承認書に承認印を押し、その月に承認したものを翌月の5日までに、甲に送付するものとする。また、納付義務者に対しても、依頼書本人控に受付印を押し、速やかに交付するものとする。

3 乙は、納付義務者がインターネットを経由する各種情報端末により口座振替の手続きを行った時は、前2項の手続きに替えて、受付・承認するものとする。

甲は、新規受付件数1件につき 円を乙に支払うものとする。また消費税については、別途支払うものとする。

(振替日)

第3条 甲の依頼により乙が納付義務者の指定預金口座から振替をする日（以下「振替日」という。）は、原則として、毎月25日（以下「口座振替日」という。）とする。ただし、口座振替日に振替不能の場合は、翌月の10日（以下「再振替日」という。）とする。

2 振替日が、土曜日、日曜日、祝祭日又は、乙の非営業日にあたる時は、翌営業日を振替日とする。

3 甲または乙が必要と認めるときは、前項で定める振替日を甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(口座振替データの送付)

第4条 甲は、乙に振替日の3営業日前（ただし 時まで）までに、別紙に定める「口座振替データ仕様基準」（以下「仕様基準」という。）に基づき調整したデータ（以下「口座振替データ」という。）を送付するものとする。

(口座振替金の納付手続等)

第5条 乙は、振替日に口座振替データにより引き落とし処理した歳入金を、振替日の翌々営業日午前中までに、次の口座に入金するものとする。

① 金融機関名

十八親和銀行彼杵支店

②預金種目

普通預金

③預金名義人

東彼杵町会計管理者

2 乙は、振替日に口座振替データにより引き落とし処理した結果（以下「返却データ」という。）を、仕様基準に定める返却データ仕様に基づき調整したデータを振替日の2営業日までに甲に返却するものとする。

(振替済の通知)

第6条 乙は、納付義務者に対する振替済の領収書の発行は省略するものとする。ただし、仕様基準に定める委託者コードにより設定された通帳表示文字を記載するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の次号に定める規定を遵守し機密の保持に努めなければならない。

- (1) 乙は、提供された口座振込データを、第三者へ漏らしてはならない。また、乙の従事者に対し、秘密保持に関して責任を持って努めさせなければならない。
- (2) 乙は、提供された口座振替データを、本協定書による目的外に使用し、または複写若しくは複製してはならない。
- (3) 乙は提供された口座振替データを、改ざん・滅失・消去等口座振込データの内容を変更してはならない。

(委託の禁止)

第8条 乙は、この協定書に関する業務を他に委託し処理してはならない。ただし、甲が必要と認めるときは、この限りではない。

(口座振替納付の取消)

第9条 甲は振替不能が連続する口座振替納付義務者については、乙と協議のうえ口座振替納付を取り消すことができるものとする。

(損害負担)

第10条 甲及び乙は、それぞれの責任において生じた損害を負担する。ただし、甲乙いずれかの責任が明らかでないときは、両者で協議して定める。

(口座振替に対する経費)

第11条 甲は、この契約に関する振替手数料を、振替済件数1件につき10円を乙に支払うものとする。また消費税については、別途支払うものとする。

2 前項の手数料の交付時期は、毎年4月と10月に、前6か月分を支払うものとする。

3 口座振替データ及び返却データの送付に係る経費については、甲乙それぞれが負担するものとする。

(利用手数料等)

第12条 データ伝送サービス（AnserDATAPORT）の利用手数料（以下「利用手数料」という。）は次の各号に掲げる区分に応じて、同号に定める金額を、それぞれ乙の請求に基づいて支払うものとする。

(1) 初回契約料 円（消費税相当額は除く。）

(2) 月額利用料20,000円（消費税相当額は除く。）

2 前項に係る消費税相当額は別途加算する。

(協議事項)

第13条 この協定書に定めるもののほか、東彼杵町税等の口座振替収納事務取扱要綱の定めるところによるものとし、これらの規定及びこの協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は令和5年 月 日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の3か月前までに甲または乙が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間継続するものとし、以後毎年同様の取扱とする。

(契約の廃止)

第15条 平成30年9月20日付で締結した「口座振替収納事務取扱契約書」及び令和3年12月1日付で締結した「口座振替収納事務取扱契約書の変更契約書」は本協定書の締結をもって廃止する。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6

東彼杵町

東彼杵町長 岡田 伊一郎

乙